

第 5 次和歌山県環境基本計画

令和 3 年 3 月

令和 7 年 3 月一部改訂

和歌山県

目次

第1章 基本的事項 P1

- 1-1 計画策定の趣旨
- 1-2 計画の位置づけ
- 1-3 計画期間

第2章 目指す将来像 P3

- 2-1 計画策定の背景
- 2-2 目指す将来像
- 2-3 SDGsへの取組
- 2-4 革新的環境イノベーションの創出と活用

第3章 取組の方向 P7

第1節 気候変動対策の推進・・・・・・・・・・ P7

3-1-1 気候変動に関する動向

- (1) 世界の動向
- (2) 国の動向
- (3) 気候変動の状況

3-1-2 温室効果ガス排出量の状況

3-1-3 本県の温室効果ガス排出量削減目標

- (1) 基準年度
- (2) 対象地域
- (3) 対象とする温室効果ガス
- (4) 削減目標

3-1-4 温室効果ガス削減目標の達成に向けた取組（緩和策）

- (1) 省エネルギーの推進
- (2) 再生可能エネルギー導入促進
- (3) 森林等による吸収源対策
- (4) 脱炭素に向けた地域づくり
- (5) フロン類漏えい防止対策
- (6) 事業者としての県の地球温暖化対策

3-1-5 気候変動への適応

- (1) 様々な主体による適応の推進と連携の確保
- (2) 科学的知見の充実と活用
- (3) 適応と地域づくりとの関係
- (4) 分野別の適応の方向

第2節 自然共生社会の推進・・・・・・・・・・ P30

3-2-1 生物多様性の保全

- (1) 森・里・川・海の保全

(2) 野生生物の保護・管理

3-2-2 自然の恵みの活用

3-2-3 自然と共生するまちづくり

第3節 循環型社会の推進・・・・・・・・・・ P34

3-3-1 ライフサイクル全体での資源循環の推進

3-3-2 食品ロスの削減

3-3-3 海洋ごみ・プラスチック対策

3-3-4 廃棄物処理体制の整備

3-3-5 不法投棄・不適正処理の撲滅

3-3-6 災害廃棄物対策

第4節 安全・安心で快適な生活環境の保全・・・・・・・・ P40

3-4-1 大気環境の保全

3-4-2 水環境の保全

3-4-3 土壌環境の保全

3-4-4 感覚環境の保全

3-4-5 化学物質対策

第4章 計画実現に向けた基盤整備 P46

4-1 ひとづくり（環境教育と啓発）

4-2 環境配慮の推進（環境影響評価制度の運用）

4-3 調査研究体制の整備

第5章 各主体に期待される役割 P49

5-1 県民の役割

5-2 事業者の役割

5-3 民間団体の役割

5-4 行政の役割

第6章 計画の進行管理 P53

6-1 環境白書による公表

6-2 県の事務事業における取組の公表

6-3 分野別計画との連携による進行管理

6-4 環境審議会への報告

資料編 P55

1 2030 年度温室効果ガス排出量の推計資料

2 和歌山県環境審議会における審議状況等

3 和歌山県環境審議会委員一覧

第 1 章 基本的事項

1-1 計画策定の趣旨

- ・ 和歌山県環境基本計画は、和歌山県環境基本条例第 10 条に基づき、本県の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱とその施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものです。
- ・ 平成 12 年に第 1 次計画を策定して以降、平成 17 年に第 2 次計画、平成 23 年に第 3 次計画、平成 28 年に第 4 次計画を策定し、その時代の環境や社会の状況に応じて、様々な施策を実施してきました。その結果、水質汚濁や大気汚染等のいわゆる身の回りの公害は着実に減少し、また、県民の環境保全に関する意識も高まってきています。
- ・ 一方で、地球温暖化による気候変動影響の顕在化や生物多様性の損失、海洋プラスチックごみ問題など、国境を越えた地球規模での環境問題は確実に深刻さを増しています。
- ・ 本計画は、こうした状況や和歌山県環境基本条例の理念を踏まえ、県の行政全体における環境の保全に関する基本方針となるものであり、目指す将来像やその実現に向けた取組の方向を示しています。県民や事業者の皆様にも御理解と御協力を頂きながら、県全体が一丸となって、地域からできることを実践し、様々な環境問題に対処し、各種施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

1-2 基本計画の位置づけ

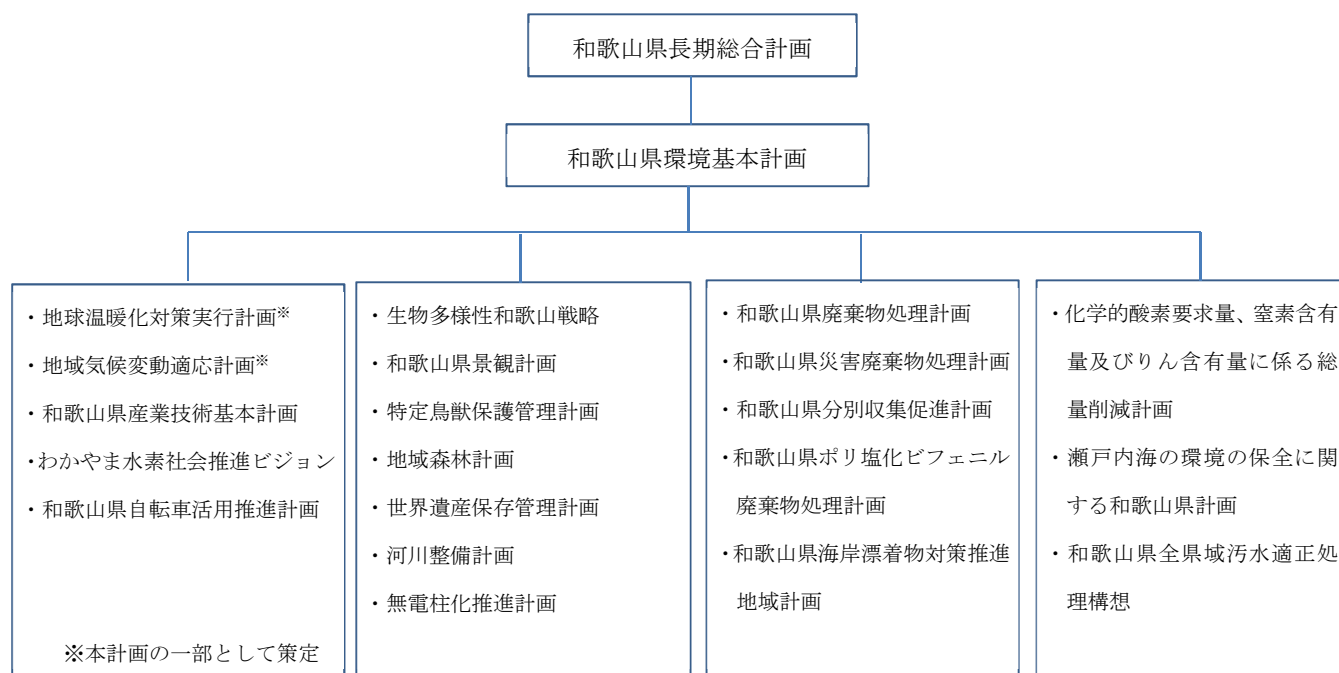
本計画は、次の法定計画として策定するものです。

- ・ 和歌山県環境基本条例第 10 条に基づく環境基本計画
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地方公共団体実行計画（同条第 1 項による県の事務事業編及び同条第 3 項に基づく区域施策編）
- ・ 気候変動適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画

1-3 計画の期間

本計画の期間は、令和 3（2021）年 4 月から令和 8（2026）年 3 月までの 5 か年とします。

(環境基本計画に関わる上位計画や主な個別計画)



和歌山県人権施策基本方針では、生活環境や自然環境の破壊を未然に防ぐことが、現在及び将来の生命と健康を守る上で重要であることから、「環境と人権」を分野別施策の一つとして位置づけています。

(コラム)

平成 30 (2018) 年 4 月に閣議決定した国の第 5 次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標」(SDGs) や「パリ協定」※といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決という SDGs の考え方も活用した「地域循環共生圏」が提唱されています。

「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指すものです。

※ 2015 年の国連気候変動枠組条約 (COP21) で採択された、2020 年以降の温室効果ガス排出削減のための国際的枠組み。第 3 章の 3-1-1 (1) 参照

地域循環共生圏

○各地域がその特性を生かした強みを発揮
→地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
→地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



第2章 目指す将来像

2-1 計画策定の背景

- 高度経済成長とともに発生した大気汚染や水質汚濁などの公害問題は、各種規制や対策、県民や事業者の環境保全意識の向上や努力によって大きく改善した一方で、近年は、気候変動問題、生物多様性の損失、海洋プラスチックごみ問題など、私たちの暮らしの基盤となる環境が、地球規模で揺らぎ始めています。
- 本県は、県土の約8割を占める森林や約650kmに及ぶ海岸線、そこに形成される多様な生態系など豊かな自然環境に恵まれており、この自然界から資源の供給、暮らしやすい気候、地域特有の農林水産業、自然環境から創造される文化など様々な恵沢を受けて、発展してきました。そのことに感謝しながら、自然環境を保全・回復し、持続可能な形でうまく利用し、次の世代に継承していくことのできる自然共生社会の実現が求められています。
- 気候変動については、近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、農作物の品質の低下、熱中症リスクの増加など、身近なところでその影響が顕在化し、今後も長期にわたり拡大することが指摘されており、世界的に危機感が高まっています。気候変動をできる限り緩和するためには、温室効果ガスの排出量を削減することが必要であり、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする脱炭素を見据えた社会の低炭素化を進めていくことが必要です。
- 私たちの社会は、石油資源をはじめとする多くの貴重な天然資源を使用しています。また、資源の使用に伴う温室効果ガスの発生やマイクロプラスチックによる生態系への影響など、様々な形で環境に負荷を与えています。持続可能な社会を実現するためには、持続可能な形で資源を使用し、できる限り資源を循環させ、資源の利用に伴う環境負荷を低減した循環型社会の実現を目指す必要があります。
- 人口減少や少子高齢化、経済活動の低迷、新型コロナウイルスなど、社会や経済の課題にも対処していかなければなりません。また、災害や疫病の発生などを背景としたリスク管理のために、都市集中から地方分散への動きが見られます。2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」の考え方も取り入れながら、自然と共生する地域の知恵と新しい科学技術を最大限に活用し、環境・経済・社会の課題を統合的に解決していくことも求められています。

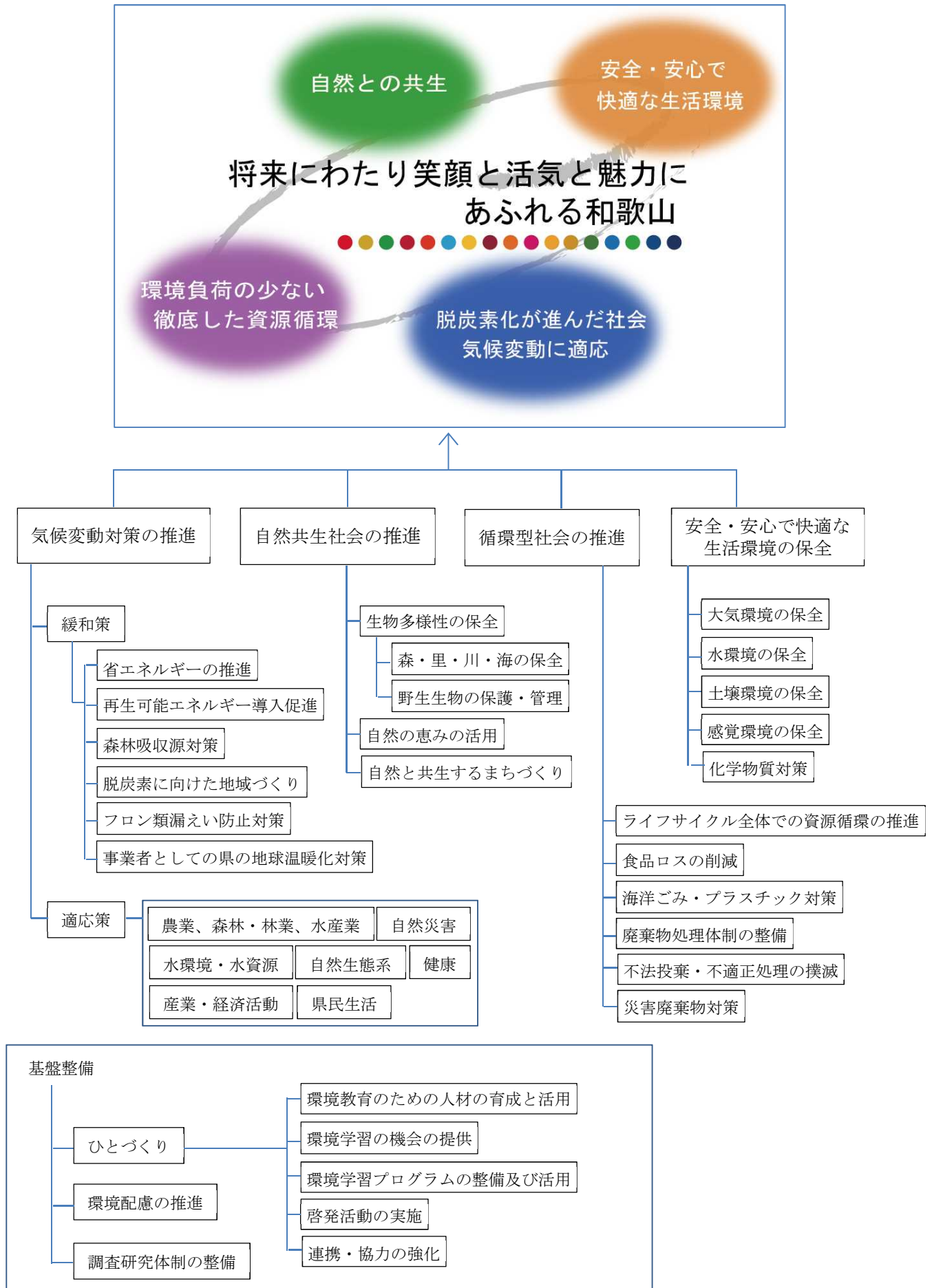
2-2 目指す将来像

- 以上の背景を踏まえ、本県が、将来にわたって持続的に発展するためには、本県の魅力あるすばらしい環境を保全し活用しながら、地域の活性化を図りつつ、地球環境を意識しながら環境への負荷を最小限に抑え、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、自然と人との「共生」を図り、これらの取組を含め、できるだけ早い時期に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「脱炭素」をも実現し、気候変動に対処していくことが必要です。
- そこで、本計画では、「気候変動対策の推進」「自然共生社会の推進」「循環型社会の推進」「安全・安心で快適な生活環境の保全」のための取組を一体的に進めながら、

将来にわたり笑顔と活気と魅力にあふれる和歌山

～地球環境、自然環境及び生活環境が適切に保全され、豊かな環境がもたらす本県の魅力が地域の活性化につながっている持続可能な社会～

を目指すこととします。



2-3 SDGsへの取組

- 「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、平成27年9月に国連サミットで採択された国際社会の共通目標です。SDGsは、全ての国を対象に、貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、言論の自由、ジェンダーなど、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を 2030 年までに達成するという目標であり、環境・経済・社会の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標として、17 のゴール（目標）と169 のターゲット（達成基準）で構成されています。
- SDGs の根幹にある「持続可能な開発」とは、「将来世代のニーズを損なわずに、現代世代のニーズを満たす開発」であり、SDGs にはあらゆる分野における社会の課題と長期的な視点でのニーズが詰まっています。また、「全ての国、全ての人々及び社会の全ての部分で満たされるよう誰一人取り残さないこと」を誓っています。
- 第5次和歌山県環境基本計画においても、環境・経済・社会の統合的な向上を目指し、各分野の課題を横断的に解決することにより、SDGsの達成に向けて取り組むこととします。



出典：「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」(外務省)、「持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイド」(環境省)

(本計画とSDGsとの関連)

本計画における取組の方向	関連する主な目標
気候変動対策の推進	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに, 8 働きがいも経済成長も, 11 住み続けられるまちづくりを, 13 気候変動に具体的な対策を
自然共生社会の推進	2 飢餓をゼロに, 6 安全な水とトイレを世界中に, 11 住み続けられるまちづくりを, 13 気候変動に具体的な対策を, 14 海の豊かさを守ろう, 15 陸の豊かさも守ろう
循環型社会の推進	6 安全な水とトイレを世界中に, 11 住み続けられるまちづくりを, 12 つくる責任、つかう責任, 14 海の豊かさを守ろう
安全・安心で快適な生活環境の保全	3 すべての人に健康と福祉を, 6 安全な水とトイレを世界中に, 11 住み続けられるまちづくりを, 14 海の豊かさを守ろう, 15 陸の豊かさも守ろう

2-4 革新的環境イノベーションの創出と活用

- ・ 脱炭素化やデジタル化など社会を変革する動きが活発化する中、カーボンリサイクル技術や水素利用技術、AIやビッグデータを活用したマネジメント技術、人工衛星による地球観測などの宇宙開発関連技術といった新しい科学技術による革新的な環境イノベーションが求められています。
- ・ 国は、革新的環境イノベーション戦略（令和2年1月）を策定し、エネルギー・環境分野における革新的環境イノベーションの創出と社会への実装を推進しています。
- ・ 県においても、革新的環境イノベーションの創出を推進するとともに、それらの動向を的確に捉え、環境保全技術としてだけでなく、地域の産業振興や魅力づくり、生活の質の向上などへの活用を図ることにより、本県の新たな成長と持続可能な社会の実現を目指します。